

令和8年度 市民後見人養成講座 募集要項

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などにより判断が難しくなった方の財産や権利を守り、安心して暮らし続けられるよう支援する制度です。

「市民後見人」とは、例えば、認知症で銀行の手続きが難しくなった高齢者の方、一人で福祉サービスの契約ができない方、悪質な訪問販売などの被害が心配な方、その方の気持ちを大切にしながら、預貯金の管理、福祉サービスの利用手続き、必要な契約の支援などを行います。

このたび、市民後見人を養成するため、令和8年度市民後見人養成講座の受講者を募集します。講座では、後見人活動に必要な知識を修得していただきます。

あなたの力で、人が支え合い、安心して暮らせる地域をつくっていきませんか？

1. 講座内容

別紙のとおり(動画配信による e-ラーニング)

2. 応募条件

次のすべてに該当する方

- (1) 館林市内在住で、令和8年4月1日現在で25歳以上の方
※ただし、現在、日常生活自立支援事業支援員または法人後見支援員の方は居住地を問わず
- (2) 原則、すべての講座を受講できる見込みがある方
- (3) 館林市で市民後見人として活動する意思がある方
- (4) 本要項「8.留意事項・補足」にご了承いただける方 ※必ずご確認ください
- (5) インターネットに接続できる環境を整えられること
- (6) 成年被後見人・被保佐人・被補助人でない方
- (7) これまでに後見人・保佐人・補助人を家庭裁判所に解任されていない方
- (8) 破産者でない方

3. 主催

群馬県(群馬県から群馬県社会福祉協議会への委託事業)

4. 募集人数

10名程度

※ 書類選考あり。また、定員等によりお申し込みいただいても受講できない場合があります

5. 受講料

無料(動画視聴にかかる通信費は受講者負担)

6. 申込方法

「(1)受講申込書」「(2)志望動機書」を次の宛先へ提出

宛 先

【持参 または 郵送の場合】

館林市社会福祉協議会 地域福祉課

所在地：〒374-0043 館林市苗木町 2452-1

7. 申込期限

10月30日(金) 17時× (郵送の場合、当日必着)

8. 留意事項・補足【重要】

- ・ 本講座を修了しただけでは市民後見人に選任されることは基本的にありません。
- ・ 本講座修了後に社協等で支援員(※詳細は本要項9をご覧ください)として活動できると被支援者との関係性が構築され、選任の可能性が高まると考えられます。活動については、研修修了後にご案内させていただきますのでその際にご検討ください。(活動は強制ではなく任意)
- ・ なお、社協等での支援員としての活動については、具体的な内容及び活動時間を館林市社協等と研修修了者が令和9年度になってから相談します。
ただし、そのときの社協等の状況により、やむなく活動いただけない場合もあります。
- ・ 市民後見人の選任は、家庭裁判所がご本人にとって最も適任だと思われる方を選任します。
そのため、本講座を修了し、さらに社協等で活動しても選任されないこともありえます。
- ・ 家庭裁判所から市民後見人に選任されない場合でも罰則等はありません。
(結果的に本講座を修了しただけとなっても罰則等はありません。)
- ・ テキスト送付や動画 URL 等の詳細は、受講が決定した後、ご連絡します。

9. 日常生活自立支援事業(日自)支援員と法人後見支援員の概要

【日自支援員】(一例:1時間あたりの報酬 1,120 円、1か月あたり6時間)

判断能力に不安がある方に対し、福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理を支援する職員

【法人後見支援員】(一例:1時間あたりの報酬 1,120円、1か月あたり4時間)

社協等が成年後見人となっているケースで、本人訪問や生活状況確認などを行い、後見業務を補助する職員

※上記の一例はあくまで参考であり、地域や支援内容等によって異なります。

10. 市民後見人の受任への流れ(例)

- (1) 令和8年度に本講座を修了する。
- (2) 令和9年度以降、館林市社協で「日自支援員」または「法人後見支援員」もしくは NPO 等の団体において既存市民後見人のサポートまたは法人後見のサポートの活動をする。(任意)
- (3) 上記支援員等の活動を重ね、被支援者との関係を構築。
- (4) 家庭裁判所が適任と判断すれば、研修修了者を当該被支援者の市民後見人として選任

11. 問合せ先

- ① 館林市役所 高齢障がい政策課
TEL:0276-47-5130
- ② 館林市社会福祉協議会 地域福祉課
TEL:0276-75-7111